新宿区次世代育成支援計画 (平成27年度~31年度)

平成30年度新規・拡充等事業一覧 (予定)

平成30年2月 新 宿 区

(子ども家庭部子ども家庭課)

目次

新規事業・・・・・・・・・・・・1 [8事業]

拡充事業・・・・・・・・・・・・・3 [13事業]

変更事業・・・・・・・・・・・6 [36事業]

終了事業・・・・・・・・・・・12 [1事業]

<新規事業> 8事業

※一部事業では、第一次実行計画事業の32年度目標を記載しています。 29計 平成31年度目標 平成27~平成31年度 平成29年度 画 容内業書な主 ※実行計画事業等30年度目標が 拡充・変更・終了の内容及び理由 計画の事業名 担当課 番号 ある場合は30年度目標を記載 【第一次実行計画事業】 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、児 重・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害 者との共生について学ぶ機会とするため、各学校で障害者ス <32年度目標> 新 1 - 2 - 1ポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するな |児童・生徒のアンケートで、障害者理解 教育指導課 規 障害者理解教育の推進 ど、障害者理解教育を推進します。 が深まったと回答した割合 85% また、大会終了後においても、障害への理解を深める教育を 実施するために、学年を超えて活用できる教材を用い、継続的 に児童・生徒の心の成長を促します。 【第一次実行計画事業】 学習指導指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生で外国語 活動が導入されるとともに、小学校5・6年生で英語が教科化 < 3 2 年度日標 > 1 - 2 - 1されることをふまえ、英語の習得と国際感覚の醸成のため、全 児童がデジタル教材を活用し、英語に ICTを活用した英語教育 教育支援課 規 対す る理解が深まった児童の割合 8 小学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心・意欲を高 の推進 めるとともに、効果的・効率的な学習に結び付くように活用し 0% ます。 【第一次実行計画事業】 生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組む ことができるようにするために、実用英語技能検定(英検)受 <32年度目標> 験を希望する原則中学2年生を対象として、英語受験にかかる 新 1 - 2 - 1英語教育実施状況調査(文部科学省調 費用について補助します。 教育支援課 規 英検チャレンジ 査)において、中学校3年生で英検3級 合格に向け、英語の4つの技能(聞く、読む、話す、書く) 程度以上の生徒の割合 60% による能力を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につな げます。 【第一次実行計画事業】 特別支援教育推進員を学校に派遣し、発達障害等のある児童・ 生徒への適切な教育的支援を行うなど、学校内指導体制の充実を【<32年度目標> 1 - 2 - 2図ります。 特別支援教育推進員の派遣 教育支援課 規 特別支援教育の推進 また、全小学校にまなびの教室を設置し、拠点校に配置した 小学校 33人 学校運営課 教員が発達障害等のある児童の在籍校を巡回し、児童へ適切な 中学校 4人 指導を行います。 【第一次実行計画事業】 <32年度日標> 発達障害等のある生徒が、それぞれの障害の特性に応じた指 1 - 2 - 2発達障害等のある生徒が専門教員の巡 導を在籍校で受けられるよう、平成30年度は中学校3校に特別 中学校への特別支援教室の 回により自校で指導を受けられる学校の 教育支援課 規 支援教室を設置するとともに、全校実施に向けた施設整備を行 開設 い、発達障害等のある生徒への指導の一層の充実を図ります。 区立中学校全10校で実施

1

新規	支援施策ガイドの作成・配	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、区立小・中学生全世帯に支援施策ガイドを配付し、周知の充実を図ります。	_	_	子ども家庭課
		大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生を対象 に、大学等受験料を支給します。 ※平成29年度から支給開始	継続して実施していきます。	_	生活福祉課 保護担当課
利 #目	5-3 U29中小企業de働<魅力 発見事業	若者が区内中小企業に関心を持ち就職意欲が高まるよう、若者のしごと支援サイトによる情報発信や合同面談会、企業見学会等の開催により、若者と中小企業の接点をつくることでマッチングを強化します。また、若者が中小企業を就職先の選択肢としてもらえるよう、大学低学年層に向けた中小企業の魅力をPRするイベントを開催します。	就職者数80人	_	消費生活就労支援課

<拡充事業> 13事業

※下線部が変更箇所 ※一部事業では、第一次実行計画事業の32年度目標を記載しています。

29計 画 番号	平成27〜平成31年度 計画の事業名	主な事業内容	平成31年度目標 ※実行計画事業等30年度目標が ある場合は30年度目標を記載	拡充・変更・終了の内容及び理由	平成29年度 担当課
14	1-1-①② 「情報モラル教育の推進」	インターネット(SNS等)によるいじめ防止のため、情報 モラル教育を教育課程に位置付け、児童・生徒がインターネットの特性を理解するとともに、他者の人権を尊重して活用する 態度を身に付けるなどの授業を、民間技術者を活用して展開で きるよう支援していきます。	全小中学校で実施	情報モラル教育の充実を図るため、小・中学校全校で、民間技術者等を活用し、情報モラル授業を継続して実施します。	教育支援課
24	【第一次実行計画事業】 1-2-① 「学校評価の充実」	区立学校において、①教職員による自己評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価(2年に1度実施)により学校評価を実施し、その評価結果を学校運営の改善に活用していきます。また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組みが改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。	<32年度目標> 第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 90%	さらに、平成30年度から小中連携型地域協働学校がモデル実施(1地区)されることに伴い、関係する小・中学校の学校評価についても行います。 ※ 地域協働学校事業の拡充による	教育指導課
29	【第一次実行計画事業】 1-2-① 「地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実」	すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。また、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域団体やNPO、地域の企業、大学等への呼び掛けて学校運営協議会と地域との連絡会を開催し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。さらに、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。	学校運営協議会への活動支援 小中連携型地域協働学校モデル校での 実施 1地区 「学校運営協議会と地域との連絡会」 モデル実施 1地区	すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、各校の地域協働学校運営協議会の取組みを支援するだけでなく、地域との連絡会の設置や小中連携型地域協働学校の実施が加わったため、「地域協働学校の充実」と名称を変更し、拡充とする。	教育支援課

	T		T	Т	
31	1-2-① 「外国人英語教育指導員の配置」	小学校における英語教育では、低学年から英語を身近な言語に感じ、また英語を活用し積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。このことから、全学年に対し外国人英語教育指導員による質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、外国の文化や生活に触れる機会とし、国際理解を深めていくことにつなげます。 中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。	・外国人英語教育指導員による授業の実施 小学校1・2年(年間10時間)、3 ~6年(年間35時間) 中学校1~3年(年間70時間)	学習指導要領の改訂により、新たに年間35時間の外国語活動が必修となる3・4年生について、平成30年度からすべての授業にALTを配置するため。	教育支援課
53		子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、学校図書館に司書等を全校に配置し、学校図書の計画的な購入、児童生徒への読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。 また、平成29年度から実施している学校図書館の放課後等開放のモデル実施をふまえ、平成31年度の全小学校での実施に向け環境を整備します。	・学校図書館支援員の全校配置・学校図書の計画的な更新(対図書標準数 7%以上)・学校図書館放課後等開放モデル実施(小学校15校)	学校図書館放課後等開放モデル実施校を平成29年度5校から平成30年度15校に拡充するため。	教育支援課
152	3-1-② 「生活保護受給世帯の小中学生 <u>及び高校生</u> への学習環境整備支援」	生活保護受給世帯の小中学生 <u>及び高校生</u> を対象に基礎学力向 上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	継続して実施していきます。	支援対象者 小中学生 → 小中学生及び高校生 ※平成29年度から支給対象者を高校生ま で拡大	生活福祉課保護担当課
176	3-3-① 「学童クラブの充実」	通常時の平日午後6時以降や小学校の長期休業中の午前9時以前の保育需要に応えるため、区立学童クラブ全所で児童指導業務委託を導入し、延長利用を実施します。	・学童クラブ定員 <u>1.485人</u>	定員数の増	子ども総合センター
181	3-3-② 「放課後子どもひろばの拡 充」	余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由 に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場 として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。 子どもの成長段階や家庭状況に応じたそれぞれのニーズに 合った小学生の放課後の居場所を選択できるように、必要な地 域で機能の拡充を図ります。	学童クラブ機能付き放課後子どもひろば 「ひろばプラス」 23所	20所→23所に増	子ども総合センター
238	【第一次実行計画事業】 4-2 「清潔できれいなトイレづ くり」	公園トイレと公衆トイレを、清潔でパリアフリーに配慮した 誰もが使いやすいトイレに整備します。 整備にあたっては、建物の新設、建替えに加えて、既存トイ レの洋式トイレ化も進めていきます。	<30年度目標> 公園トイレ改修設計 3か所 (公園トイレバリアフリー対応 箇所数35か所) ・洋式トイレ化4か所	・公園トイレのバリアフリー化の進展・既存トイレの洋式トイレ化の新規実施	みどり公園課

252	4-4 「区民住宅・特定住宅の管 理運営」	区民住宅:義務教育修了前の子を扶養する世帯で、所得が一定 基準の区民に対し住宅を提供します。 特定住宅:20歳未満の子を扶養する世帯で、所得が一定基準 の国内在住者に対し住宅を提供します。		特定住宅について、入居要件である子の年 齢制限の緩和や、区内在住要件を撤廃する ことにより入居を促進するため。	住宅課
254	【第一次実行計画事業】 4-4 「高齢者や障害者等の住ま いの安定確保」	高齢者、障害者及びひとり親世帯で、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する世帯に、保証会社のあっ旋をし、初回保証料を助成します。また、あっ旋を受けずに保証会社と契約した場合で、一定の条件に該当した世帯にも初回保証料を助成します。	<30年度目標> 保証料助成 35件	区が協定を結んでいる保証会社は現在5社あり、管理会社や家主指定の保証会社しか利用できない場合がある。このため、区のあっせを受けないで保証委託契約を結んだ世帯にも、一定の条件に該当すれば、初回保証料を助成できるようにするため。	住宅課
260	ス推進企業認定制度」	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表します。また、認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	く30年度目標> ・ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定企業数(推進企業または宣言企業) 202社 ・推進宣言企業から推進企業にステップアップした企業数 5社		男女共同参画課
273	と暮らせるための就労支援 の推進」	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、働く意欲はある ものの一般就労に結びつきにくい障害者、高齢者、若年非就業 者等に対して、就労機会の提供を行うことにより、就労支援を 実施しています。若年非就業者に対しては、新たに「若者こ こ・からステップアップ事業」を開始し、支援の拡充を行いま す。	<30年度目標> 就職者数 <u>47人</u> (若年者就労支援事業) (障害者就労支援事業)	社会とのつながりに困難を抱える若年者に対し、居場所としてのフリースペースの提供や、図書館等の身近な地域施設においてセミナー及び個別相談等のイベントを実施します。	消費生活就労支援課

<変更事業> 36事業

※下線部が変更箇所 ※一部事業では、第一次実行計画事業の32年度目標を記載しています。

29計 画番号	平成27〜平成31年度 計画の事業名	主な事業内容	平成31年度目標 ※実行計画事業等30年度目標が ある場合は30年度目標を記載	拡充・変更・終了の内容及び理由	平成29年度 担当課
11	【第一次実行計画事業】 1-1-①② 小学校低学年のための学習 支援教室		〈30年度目標〉 利用人数 50人	実施箇所数から利用人数に目標を変更	子ども総合センター
12	1-1-①② 「女性及び母子緊急一時保 護」	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助します。	継続して実施していきます。	目標の更新	生活福祉課
25	【第一次実行計画事業】 1-2-① 「創意工夫ある教育活動の 推進」	各学校(園)の中・長期的な視点に立 <u>ち、各学校ごとの特長を捉え、創意工夫</u> ある教育活動 <u>を具体的に展開</u> するため、「創 <u>意工夫</u> ある学校づくり教育活動 <u>推進計画」や各学校(園)</u> の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。	創意工夫ある教育活動の取り組みの実施	各学校の教育課程を踏まえた取組みである ことから、「特色ある教育活動」を「創意 工夫ある教育活動」に名称変更	教育支援課
33	【第一次実行計画事業】 1-2-① 「ICTを活用した教育の 充実」	区立小・中・特別支援学校の教育用ネットワーク及び教室用 ICT機器(プロジェクタ・実物投影機・ノートパソコン)について、授業の質的向上を図り、児童・生徒の学習意欲をより一層 引き出すため、より使いやすく、より教育効果の高い最新のICT機器に更新します(特別教室・少人数教室)。 また、新学習指導要領に対応するため、最新のICT機器を活用し、新学習指導要領に対応したデジタル教材やプログラミング教育等の研究を行います。	- 40校 • ICT機器の更新 全普通教室・特別教室・少人数教室	平成29~30年度で教育用ネットワーク及び教室用ICT機器の更新が完了すること及び新学習指導要領への対応に向け、内容を一部変更することに伴い、事業名についても変更	教育支援課
39	1-2-② 「児童福祉法に基づく児童 発達支援」	発達の心配や心身の障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	<30 年度目標> •利用者 289人/月 •利用日数 7日/月	利用者 249人→289人 利用日数 5日→7日	障害者福祉課

41	1-2-② 「巡回指導・相談体制の充 実」	学識経験者や心理職などの専門家が各学校・幼稚園を巡回し、 発達障害等のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。	継続して実施していきます。	実行計画事業から経常事業に変更したため。	教育支援課 学校運営課
47	【第一次実行計画事業】 1-3-① 「みんなで考える身近な公園の整備」	地域の公園の整備にあたって、公園周辺の住民と協働して整	<30年度目標> 整備公園 1 園 (計 <u>12</u> 園)	整備公園 1 園 (計11園) ⇒整備公園 1 園 (計12園)	みどり公園課
48	【第一次実行計画事業】 1-3-① 「新宿中央公園の魅力向 上」	新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かし <u>た</u> 公園づくりを進めます。	<30年度目標> ・北エリア、西エリアの基本計画 ・芝生広場等の設計 ・民間活力を活用した交流拠点施設の事業者選定等 ・ネーミングライツの導入	平成29年9月に策定した「新宿中央公園 魅力向上推進プラン」に基づく整備等の推 進	みどり公園課
49	【第一次実行計画事業】 スポーツコミュニティの推進	スポーツの普及啓発(子ども・成人向けスポーツ体験)等を 実施します。		協働事業提案採択事業である「新宿スポーツ環境推進プロジェクト」が平成29年度をもって終了するため。	生涯学習スポーツ課
52	【第一次実行計画事業】 1-4 伝統文化理解教育の推進	学校における伝統文化教育を 充実させるともに、児童・生徒が郷土である新宿に愛着をもち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、伝統文化体験教室や新宿ものづくりマイスター体験講座、和楽器演奏体験を実施します。	・伝統文化体験教室(小学校全29校)・新宿ものづくりマイスター体験講座 (中学校全10校)・和楽器体験(中学校全10校)	体験教室等の内容を詳しく記載	教育支援課
54	【第一次実行計画事業】 1-3-② 「子ども読書活動の推進」	新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する本と絵本の講座、子ども読書リーダー講座、区立図書館利用案内等説明会及び読み聞かせ講習会等を開催し、読書環境を整備します。	・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 532,000冊	29年度目標を31年度目標に変更(区立 小・中学校児童・生徒の不読者率に関して は、目標を達成したので削除)	中央図書館

	T		1	T	1
55	【第一次実行計画事業】 1-3-② 「絵本でふれあう子育て支援」	保健センターで実施している3~4か月健診時に絵本を配付し1カ月後の育児相談及び3歳児健診の際、ボランティアによる読み聞かせを実施します。また、3歳児への絵本の配付を図書館で行います。	・O歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 96% ・3歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 84%	29年度目標を31年度目標に変更	中央図書館
64	1-3-③ 「学校(園)における食育 の推進」	各学校(園)では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」をもとに「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	継続して実施していきます。_	経常事業化による	教育指導課
72		オリンピアンなどのアスリートを招へいして、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツを通して、心身の調和的発達を遂げられるようにします。	全小中学校でオリンピック・パラリン ピック教育を推進します。	区が進める4つの個別事業と整理 パラリンピックを追加	教育指導課
100	【第一次実行計画事業】 2-2-② 「学校での基礎体力向上へ の取組み」	区立学校における体育の授業や部活動の指導を強化できるよう、学生ボランティア、スクールスタッフ、区内体育協会の指導者等の人材バンク登録者を活用します。また、区立学校では、「スポーツギネス新宿」を実施するとともに、体力テストを区立学校・幼稚園で行うなど、子どもの基礎体力向上に取り組みます。	<32年度目標> 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 で、中学校卒業後、自主的に運動したい と回答した割合 65%	児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら 運動に親しむことができるよう、小学校及 び中学校でスポーツギネス新宿を実施しま す。 記録向上等に挑戦することで、児童・生 徒のスポーツへの関心と体力の向上を図り ます。	教育指導課
106	3-1-① 「認定こども園等への施設 型給付等(私立認定こども 園・ <u>地域型保育事業</u>)」	教育と保育を一体的に行う認定こども園や会社等が設置する 事業所内保育所など、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付費等により施設を通じて給付します。		地域型保育事業についての記載が漏れていたため。また、認定こども園には、幼保連携型認定こども園のほか、認定を受けた幼稚園及び保育園が含まれており、内容が重複しているため。	保育指導課
110	【第一次実行計画事業】 3-1-① 「子どもショートステイ」	病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります。(利用対象は0歳~小学生までの子ども) 従来の子どもショートステイ事業に加え、保護者の強い育児疫れ等が見られる要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施し、児童の生活指導や発達・行動の観察を行うとともに、児童の養育環境が適切に整備されるよう、保護者への助言等を行います。	協力家庭 50家庭	第一次実行計画事業で、当該事業の目標を 設定しなかったため、計画策定時の目標で ある協力家庭の登録数に目標を再設定	子ども総合センター

	【第一次実行計画事業】				
111	3-1-① 「トワイライトステイ事 業」	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない 生後6か月~小学生までの児童を、協力家庭で預かり、夕食の 提供も含めた支援を行います。	継続して実施していきます。	第一次実行計画事業で、当該事業の目標を 設定しなかったため、目標を変更	子ども総合センター
141	3-1-② 「奨学資金の貸付」	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行います。	継続して実施していきます。	31年度目標を追記	教育調整課
142	3-1-② 「就学援助」	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助します。 新入学学用品費の前倒し支給を実施しています。		新入学学用品費の前倒し支給 ・小学校入学準備 平成30年3月〜 ・中学校入学準備 平成29年3月〜	学校運営課
159	3-1-② 「認証保育所利用への支援 及び利用者への助成」	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営 費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者 の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料 の①一部助成(一律4万円) ②第3子以降全額助成③ひとり親世 帯等第2子以降全額助成を行っています。	<u>制度</u> を周知し、継続して支援していきます。	平成30年度に事業拡充の予定がないた め。	保育指導課
170	3-2-③ 「就学前教育合同研修等の 充実」	区と教育委員会が研修の内容について協議、協力しながら、 年度内に6回実施します。区内の公私立保育園・子ども園の保育土・教諭及び区立幼稚園の教諭等を対象に専門分野の外部講師を招へいし、情報交換等の交流をしながら保育の質の向上に向けた研修を行います。	継続して実施していきます。	《実施回数》 8回→6回 他研修との日程及び回数等の調整による 変更	教育指導課保育指導課
184	3-3-② 「児童福祉法に基づく放課 後等デイサービス」	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又 は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流 を進める支援を継続的に行います。	<30 年度目標> • 利用者 284人/年 • 利用日数 12日/年	目標を変更 利用者 79人→284人 利用日数 10日→12日	障害者福祉課
185	3-3-② 「障害児等タイムケア事 業」	小学校・中学校・高校生の障害児について、放課後・土曜日 及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	<30 年度目標> ・延べ利用者 1,080人/年 ・延べ利用日数 7,560日/年	延べ利用者数 895人→1,080人 延べ利用日数 6,870日→7,560日	障害者福祉課
192	3-4 「日常生活用具の給付」	介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理 という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。	<30 年度目標> 障害児者合わせて 4,522件/年	5,196件→4,522件	障害者福祉課

193	3-4「住宅設備改善」	在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。	<30 年度目標> 障害児者合わせて 13 件/年	20件→13件	障害者福祉課
195		障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の 介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害 のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象に なることがあります。	<30 年度目標> 障害児者合わせて ・利用者 540 人/月 ・利用時間12,778 時間/月	利用者 506人→540人 利用時間 12,275時間→12,778時間	障害者福祉課
196	3-4 「障害児者のための短期入 所(ショートステイ)」	家族が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入 浴、排泄、食事の介護等を行います。小学生以上の子どもは新 宿生活実習所、中学生以上はあゆみの家で受け入れます。重症 心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。	<30 年度目標> 障害児者合わせて ・利用者124 人/月 ・利用時間7 日/月	利用者 91人→124人	障害者福祉課
206	3-5 「生活向上支援事業」(ひ とり親家庭)	個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。(ひとり親家庭を対象とした相談会・講演会の実施、「ひとり親家庭サポートガイド」の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業(健康部)との連携等)	ひとり親家庭の二一ズ及び課題に対応 したきめ細かな支援を実施します。	実行計画事業から経常事業に変更	子ども家庭課
212	3-6 「外国語版SNSの運営」	区内で生活する外国人に対し、行政情報、生活情報、災害時の情報をSNSを通じて発信します。	1 〇回更新/月	実行計画事業から経常事業に変更	多文化共生推進課
216	【第一次実行計画事業】 3-6 「日本語サポート指導」	区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導員による指導を行います。教育センターまたは分室での通所による集中指導を行うとともに、必要に応じて学校へ日本語サポート指導員を派遣して、個別指導を行います。また、日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校3年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を行い、進学等を支援します。 さらに、日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。	・母語による日本語指導(初期指導)の 実施 ・日本語による教科指導(個別指導)の 実施 ・高校受験を希望する外国籍の中学3年 生に対する進学支援の実施 ・保護者向けお知らせ文書等の翻訳事例 の作成、公開	日本語初期指導修了者に対して実施していた日本語検定を廃止し、その他の検定手法とするため。	教育支援課

233	4-1 「家庭の教育力向上支援」	時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な 形態による支援を実施します。PTAとの連携により多様な テーマで「家庭教育講座」を開催する他に、休日等保護者の参 加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施しま す。講座等に参加できない保護者には家庭教育について考える 機会となるよう「家庭教育ワークシート」等を作成して配布し ます。 また、「入学前プログラム」では、入学前等に保護者が集ま る保護者会の機会を活用して、入学を機に保護者としての意識 を再認識し、保護者同士の仲間づくりにつなげてもらうための ワークショップや、子どもの仲間づくりのためのプログラム を、学校の実情に適した形態で実施します。	・家庭教育講座の実施 ・家庭教育支援セミナーの実施 ・「家庭教育ワークシート」の作成・配 「家庭学習のすすめ」の作成・配布 ・入学前プログラム 子どもの仲間づくりのプログラム、保護者対象のワークショップの実施 全小	「家庭教育学級」を廃止し、「家庭教育支援セミナー」を新設したため。	教育支援課
263	【第一次実行計画事業】 5-2 「配偶者等からの暴力の防止」	配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催し、広くDV防止の意識啓発を行っていきます。	<32年度目標> ・区政モニターアンケートにおけるDV に関する認識度 80%	目標「DV防止啓発講座の参加者数」から 「区政モニターアンケートにおけるDVに 関する認識度」に変更	男女共同参画課
264	【第一次実行計画事業】 5-2 「男女共同参画啓発講座」	誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発 講座を通じて自分らしく生きるための意識向上を図るとともに リーダーとして活躍できる人材を育成します。また、若者の生 き方も支援します。	<32年度目標> ・講座の定員充足率 80% ・講座の理解度 80%	目標「区民との協働で実施しているパート ナーシップ講座の開催回数」から「講座の 理解度」に変更	男女共同参画課
270	【第一次実行計画事業】 「女性の健康支援」	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、乳がんのしこり触知体験や健康測定機器による健康チェック、雑誌や図書による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性の心と体の正しい知識の習得と健康づくりに対する支援をします。	<32年度目標> ①女性の健康づくりサポーターの活動回数 10回/年 ②女性の健康支援センターの認知度 20% ③女性の健康支援センターの利用者数 1500人/年	利用実績を鑑み、インターネット検索設備 を外すこととしたため。	女性の健康支援センター(四谷保健 センター内)
276	5-3 自殺総合対策	①ゲートキーパー養成講座の開催②自殺総合対策会議等を通じた地域における連携支援体制の強化③若者支援対策専門部会等を通じた若者支援の充実④「困りごと・悩みごと相談窓ロー覧」や「こころの悩み相談」啓発用ポケットティッシュの配布などを通じた普及啓発に取り組んでいます。また、平成31年度に(仮称)新宿区自殺対策計画を策定し、さらに、自殺予防に関する取り組みを推進します。	(仮称)新宿区自殺対策計画の策定	平成28年4月の自殺対策基本法改正に伴い、都道府県および市町村に自殺対策計画の策定が義務付けされた。今後、区としても自殺対策計画を策定し、自殺予防の取り組みを推進していくため。	健康政策課

く終了事業> 1事業

29計 画 番号	平成27〜平成31年度 計画の事業名	主な事業内容	平成31年度目標 ※実行計画事業等30年度目標が ある場合は30年度目標を記載	拡充・変更・終了の内容及び理由	平成29年度担当課
274	ング支援事業」	若者(29歳以下)が中小企業に関心を持ち就職意欲が高まるよう、中小企業PR用Webサイトによる情報発信や合同面接会の開催等により若者と中小企業の接点をつくることでマッチングを強化し、就職意欲のある若者がその機会を逸することなく早期就職を実現し、社会で活躍できるよう支援する。	<29年度目標> 60人	東京都人づくり・人材確保支援事業補助金 の補助事業が終了するため。	消費生活就労支援課